

概要版

栃木県薬物乱用防止基本計画

# とちぎ薬物 乱用防止 推進プラン

(2期計画)

2021~2025



## 「薬物乱用のない社会」の実現

～健康でいきいきと暮らし、安全・安心を実感できる「とちぎ」づくり～



令和3(2021)年3月

栃木県

# 第1章 計画の策定

## 1 計画策定の趣旨

県では、平成27（2015）年6月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成27年第31号。以下「条例」という。）を制定するとともに、この条例に基づく施策や基本的な考え方を示すため、「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）」（以下「1期計画」という。）を策定し、総合的な薬物乱用防止対策を推進してきました。

一方で、最近の県内の覚醒剤事犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移し、検挙人員の半数以上が再犯者となっていることや、近年増加している大麻事犯では、若い世代に乱用が拡大しているなど、新たな課題に直面しています。

また、法整備の面においては、平成28（2016）年6月から刑の一部執行猶予制度が始まり、同年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されるなど、薬物の再乱用対策の重要性が増しています。

薬物乱用をめぐるこうした情勢を踏まえ、更なる対策の強化に取り組むため、「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第6条の規定により、薬物乱用の防止に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、本県の薬物乱用の防止に関する基本的な計画を定めるものです。

また、この計画は、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、障害者基本法に基づく「栃木県障害者計画」、教育基本法に基づく「栃木県教育振興基本計画」、栃木県青少年健全育成条例に基づく「とちぎ青少年プラン」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「栃木県再犯防止推進計画」、国の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」と調和のとれたものとなっています。

## 3 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、今後の社会情勢などの変化に対応した適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

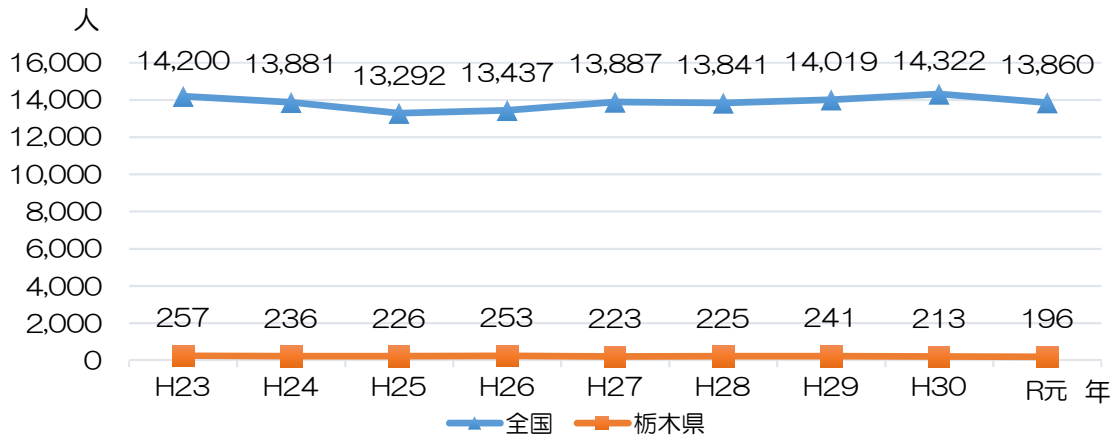
## 第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

### 1 薬物事犯等の状況

#### 1 薬物事犯検挙人員

令和元（2019）年の全国の薬物事犯検挙人員は 13,860 人で、2年ぶりに減少しましたが、依然として1万人を超える高い水準で推移しています。

また、本県の令和元（2019）年の薬物事犯検挙人員は 196 人であり、近年は 200 人程度で推移しています。また、覚醒剤取締法による検挙人員が全体の約8割を占めています。ここ数年は、大麻取締法による検挙人員が増加傾向にあります。



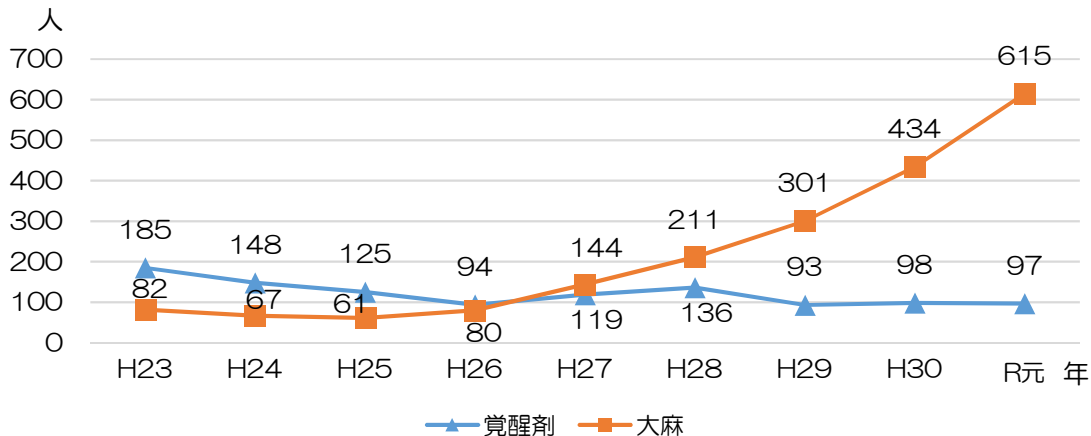
出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

図1 薬物事犯による検挙人員の推移

#### 2 未成年者薬物事犯検挙人員（全国）

全国の薬物別未成年者薬物事犯の検挙人員は、平成 27（2015）年に大麻によるものが覚醒剤によるものを超え、大麻は平成 26（2014）年から6連続増加しています。

また、本県の未成年者薬物事犯の検挙人員は、少ない状況が続いていましたが、令和元（2019）年は覚醒剤、大麻のいずれも増加しました。



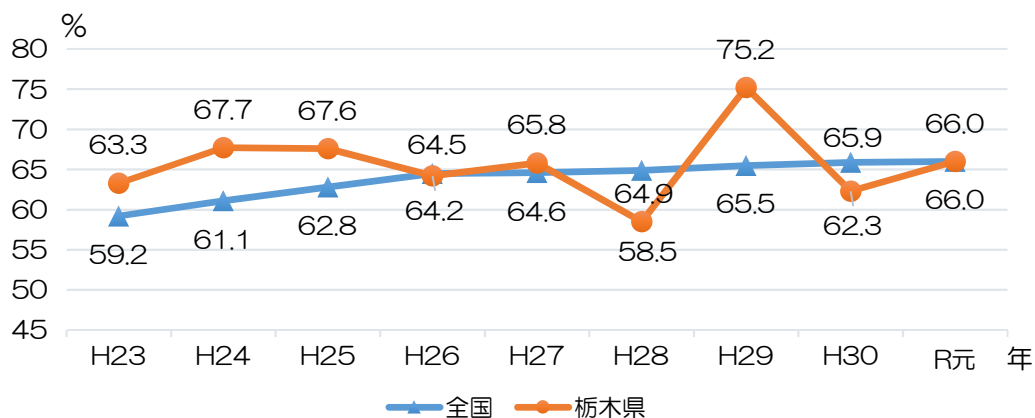
出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図2 薬物別未成年者薬物事犯検挙人員の推移（全国）

### 3 覚醒剤事犯による再犯状況

近年の全国における覚醒剤事犯による再犯者率は6割以上で推移し、県内でも同様の傾向で推移しています。

なお、県内における法令別検挙人員の8割は覚醒剤事犯であり、かつ、再犯者率が高くなっています。



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

図3 覚醒剤事犯における再犯者率の推移

### 4 危険ドラッグの乱用等の状況

全国における指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員については、平成27(2015)年をピークに減少傾向が続いています。

なお、本県における検挙人員は、平成30(2018)年から0人が続いています。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本目標

社会全体で薬物乱用防止に取り組み、「薬物乱用のない社会」の実現を目指すことにより、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」で描く本県の将来像である、健康でいきいきと暮らし、安全・安心を実感できる「とちぎ」づくりを推進します。

### 「薬物乱用のない社会」の実現

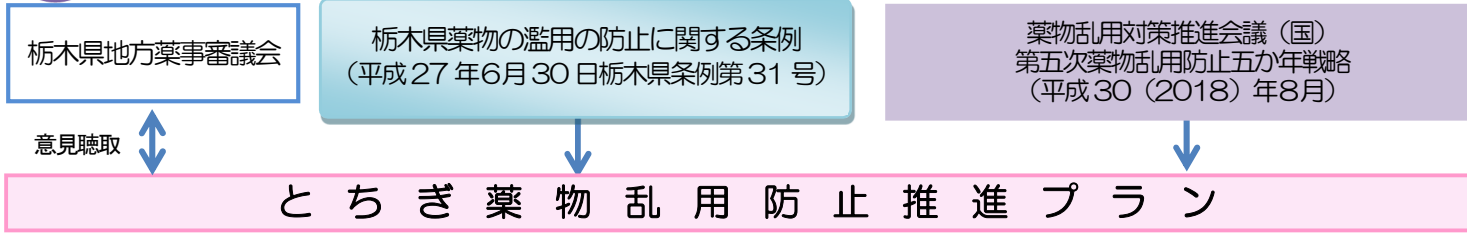
～健康でいきいきと暮らし、安全・安心を実感できる「とちぎ」づくり～

### 2 基本方向

本県における薬物をめぐる現状と課題を踏まえ、基本目標の実現に向けて、4つの基本方向を示し、施策の展開を図ります。

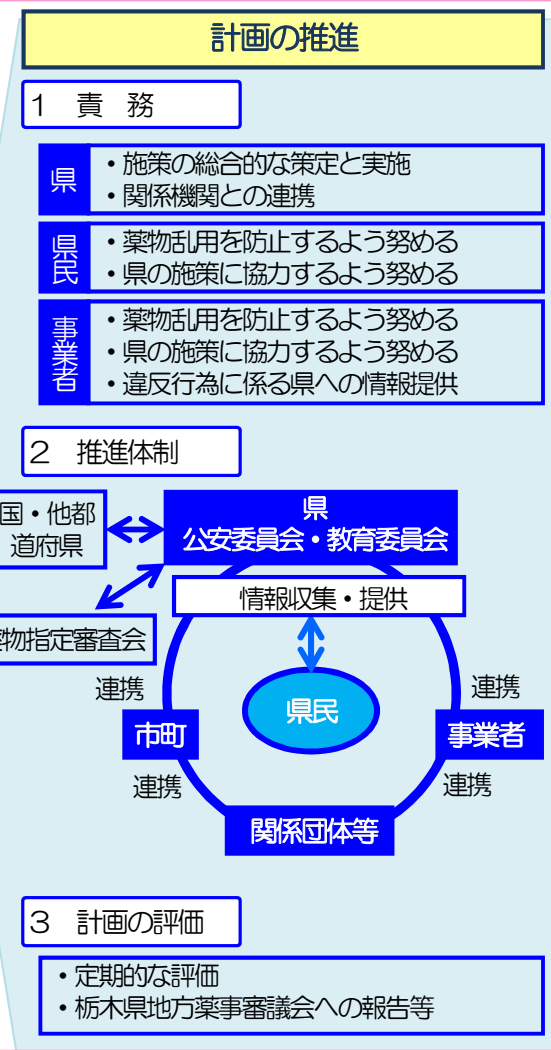
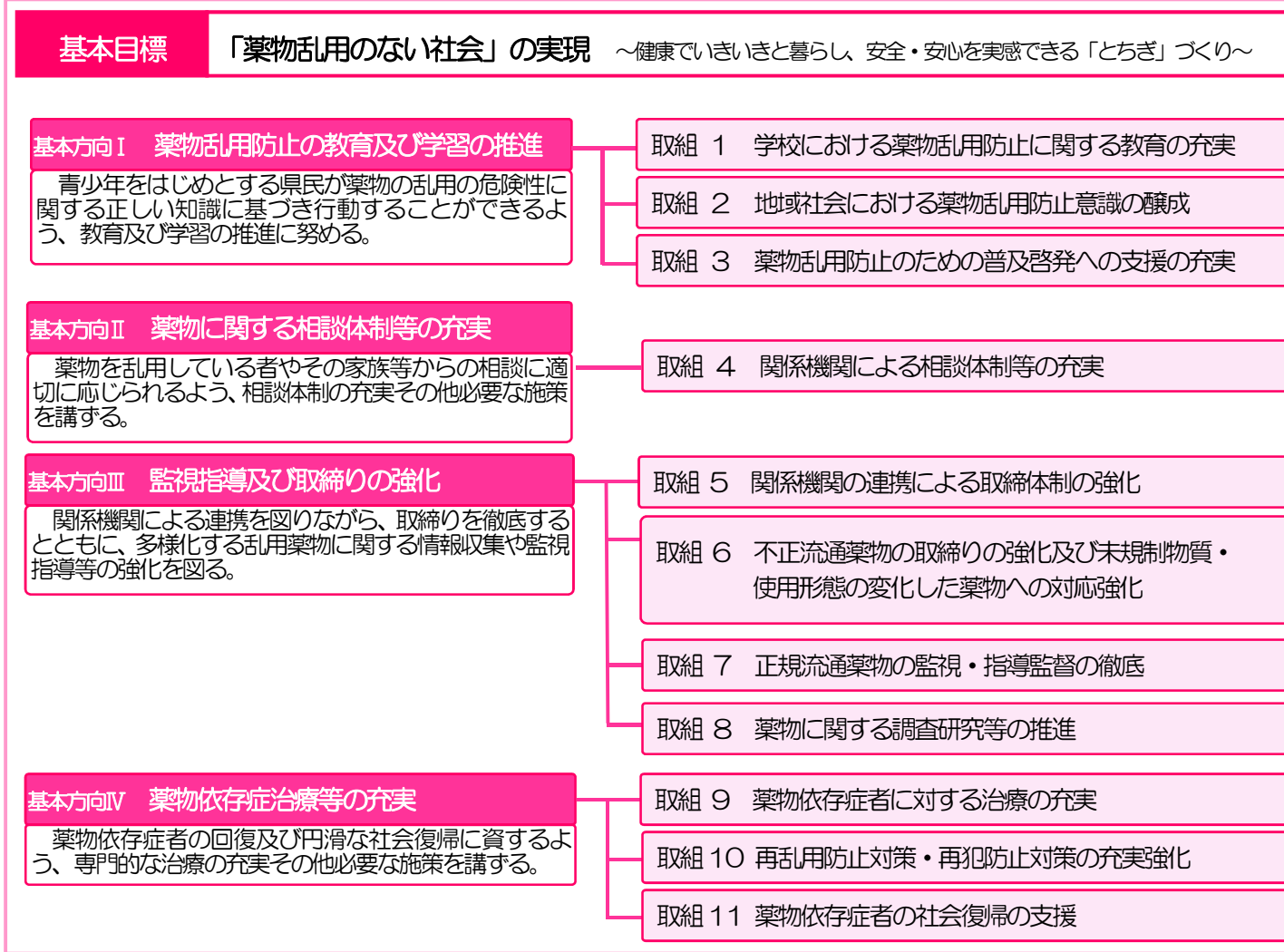
また、4つの基本方向の下に11の取組を定め、具体的な施策を展開します。

### ③ 施策の体系図



〈関係法令〉

- 麻薬及び向精神薬取締法 あへん法
- 大麻取締法 覚醒剤取締法
- 毒物及び爆物取締法
- 医薬品医療機器等法



4

# 第4章 具体的な施策

## 1 施策一覧

基本方向	取組	施策	関係課
I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進	1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	児童生徒の薬物乱用防止意識の向上	文書学事課、薬務課、義務教育課、高校教育課、学校安全課、人身安全少年課
		薬物乱用防止教育内容の充実	薬務課、義務教育課、高校教育課、学校安全課
		大学等における学生に対する普及啓発	薬務課
	2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	地域住民への啓発活動の推進	薬務課、人身安全少年課
		各種運動、キャンペーンによる啓発活動の実施	人権・青少年男女参画課、薬務課、義務教育課、高校教育課、学校安全課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進	広報課、薬務課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
	3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実	薬物乱用防止活動を担う人材の育成	人権・青少年男女参画課、薬務課、学校安全課
		啓発用資材の充実	薬務課、学校安全課、人身安全少年課
		各啓発活動への積極的な支援	薬務課、学校安全課
II 薬物に関する相談体制等の充実	4 関係機関による相談体制等の充実	迅速かつ的確な薬物相談等の実施	障害福祉課、薬務課、学校安全課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		相談業務に携わる人材の育成	障害福祉課、薬務課、人身安全少年課
		相談機関の連携強化	障害福祉課、薬務課、義務教育課、高校教育課、人身安全少年課
III 監視指導及び取締りの強化	5 関係機関の連携による取締り体制の強化	関係機関相互の積極的な情報共有	薬務課、組織犯罪対策第二課
		関係機関連携による取締りの推進	

基本方向	取組	施策	関係課
Ⅲ 監視指導及び取締りの強化	6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化	組織犯罪対策の推進	薬務課、組織犯罪対策第二課
		犯罪収益対策の推進	組織犯罪対策第二課
		巧妙化する密売方法への対応	薬務課、組織犯罪対策第二課
		薬物乱用者に対する取締りの徹底	薬務課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		未規制物質等に関する情報共有及び監視指導体制の強化	薬務課、組織犯罪対策第二課
		知事指定薬物の迅速な指定による規制の強化	薬務課
	7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底	医療機関等への計画的な立入検査の実施	医療政策課、薬務課
		偽造・変造処方箋対策の充実	薬務課
	8 薬物に関する調査研究等の推進	試験検査体制の強化	保健福祉課、薬務課
		調査研究の推進	保健福祉課、薬務課、経営技術課
Ⅳ 薬物依存症治療等の充実	9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物依存症からの回復に向けた薬物再乱用防止教育事業等の実施	障害福祉課、薬務課
		専門医療機関における薬物依存症治療の充実	保健福祉課、医療政策課、障害福祉課、薬務課
		医療機関及び保険者等との連携強化	医療政策課、障害福祉課、薬務課、国保医療課
		教育事業等の効果検証の実施及び今後の支援への活用	障害福祉課、薬務課
	10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物依存症回復プログラムの充実	障害福祉課、薬務課
		家族会事業の充実	
		医療機関等との連携強化による回復支援	
	11 薬物依存症者の社会復帰の支援	薬物依存症者の自立と地域社会への復帰の支援	障害福祉課、薬務課、人身安全少年課
薬物依存症に関する正しい理解の促進		障害福祉課・薬務課	

## ② 施策目標一覧

基本方向	取組	目 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
Ⅰ 薬物乱用防止の教育及び学習の推進	1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	薬物乱用防止教室実施率 ・中学校 ・高等学校	93.9% 92.0%	100%
		薬物乱用防止学生サポーター登録者数(累計)	144人	195人
	2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	薬物乱用防止指導員の活動率	93.8%	100%
Ⅱ 薬物に関する相談体制等の充実	4 関係機関による相談体制等の充実	相談拠点機関の設置	0施設	1施設
Ⅲ 監視指導及び取締りの強化	7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底	正規薬物取扱者等への立入検査率 ・免許者・許可業者等	32.0%	35.0%
Ⅳ 薬物依存症治療等の充実	9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物再乱用防止教育事業への申込者数(累計)	119人	175人
		薬物再乱用防止教育事業終了者数(累計)	23人	40人
		専門医療機関・治療拠点機関の設置	専門医療機関： 0施設 治療拠点機関： 0施設	専門医療機関： 3施設 治療拠点機関： 1施設
	10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物再乱用防止教育事業申込者の再犯率(累計)	10.1%	10.0%



## 第5章 計画の推進

### 1 責務

#### 1 県の責務

県は、薬物乱用防止に関する施策を総合的に策定し実施します。また、その実施に当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物乱用防止を目的とする団体等と緊密な連携を図ります。

#### 2 県民の責務

県民は、薬物乱用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物乱用を防止するよう努めます。

また、県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。

#### 3 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たって、薬物乱用防止に努めるとともに、県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。また、薬物乱用に関して法令に違反する行為があったことを知ったときは、違反行為に係る情報を県に提供するよう努めます。

### 2 推進体制

#### 1 県の推進体制

薬物乱用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県、教育委員会及び公安委員会は、相互に連携、協力して、薬物乱用防止に関する情報を収集し、整理、分析を行った上で、県民への積極的かつ迅速な情報提供に努めるとともに、調査、指導その他の措置を実施します。

なお、知事指定薬物の指定や、知事指定薬物に指定する前の緊急時の勧告、及び乱用薬物の危険性に関する事項等の調査審議については、栃木県薬物指定審査会で行います。

さらに、薬物乱用に関する県民の意識や行動に関する実態や、県の施策に対するニーズ等を的確に捉え、本計画の着実な推進に努めます。

また、施策の実施に当たっては、国、他の自治体、薬物乱用防止を目的とする団体等との連携を強化します。特に、栃木県薬物乱用対策推進本部本部員の構成機関である国の出先機関における薬物乱用防止に係る施策は、本計画の具体的施策に緊密に関係することから、連携を強化し各施策を推進します。

## 2 連携の強化

### (1) 国、他の都道府県との連携

薬物乱用に関する様々な課題は、県としての対応だけで解決できるものばかりではありません。乱用薬物のインターネットでの販売等に見られるように、広域的な対応が求められる課題や、全国的な規制での対応が必要になる問題があることから、国や他の都道府県等との緊密な情報共有のもと、協議、調整等を行い、本計画の着実な推進に努めます。

### (2) 市町との連携

教育や学習の場や機会の提供、消費者相談等、県民にとって身近なサービスを行う市町との連携、協力のもと、本計画の着実な推進に努めます。

### (3) 関係団体との連携

本計画における施策を総合的に推進するためには、専門医療等の提供、教育や学習を担う専門知識を持った人材の提供、自助活動や家族会活動の実施など、保健・医療・福祉等関係団体との連携、協力のもと本計画の着実な推進に努めます。

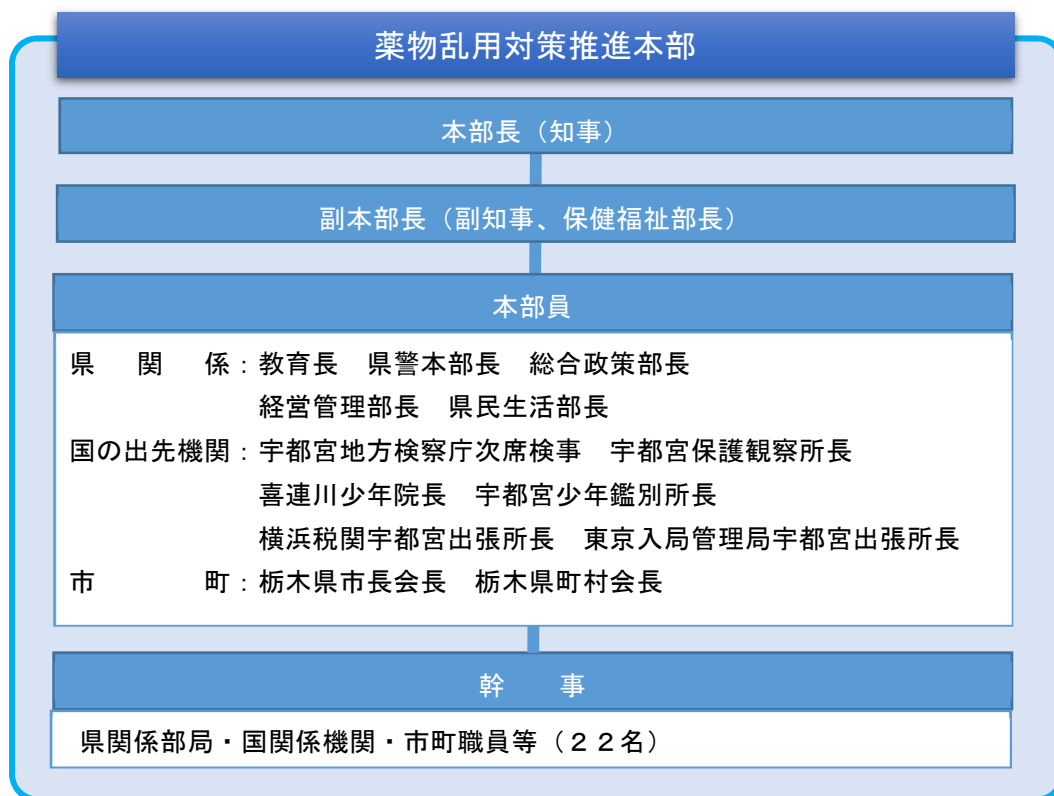


図4 栃木県薬物乱用対策推進本部の組織

## ③ 計画の評価

### 1 定期的な評価

県は、本計画の中間年度である令和5（2023）年度に、基本目標の実現に向けて本計画に定めた具体的な施策の取組状況や目標値の進捗状況を確認し、中間評価を行います。

また、中間評価に限らず、毎年度進捗状況の管理を行い、適切な分析、対応を行います。

### 2 栃木県地方薬事審議会への報告等

計画の進捗状況の評価に際しては、関係機関や学識経験者等によって構成される栃木県地方薬事審議会（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や目標値の達成状況等の分析結果を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況を評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。



編集発行/栃木県

保健福祉部薬務課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

TEL 028-623-3119 FAX 028-623-3121

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>